

令和元年9月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和元年9月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和元年9月13日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教 育 次 長	片岡 雄司
税 務 課 長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年 9 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 4 号〕

令和元年 9 月 13 日 午前 9 時開議

日程第 1	認定第 1 号	平成 30 年度佐川町一般会計の決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
日程第 4	認定第 4 号	平成 30 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
日程第 5	認定第 5 号	平成 30 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
日程第 6	認定第 6 号	平成 30 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
日程第 7	認定第 7 号	平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第 8	認定第 8 号	平成 30 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
日程第 9	認定第 9 号	平成 30 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第 10	議案第 58 号	令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 59 号	令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 60 号	令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 13	議案第 61 号	令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 62 号	令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 15	議案第 63 号	佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16	議案第 6 4 号	佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 6 5 号	佐川町子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の制定について
日程第 18	議案第 6 6 号	佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 6 7 号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 6 8 号	佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 6 9 号	字の区域及び名称の変更について
日程第 22	議案第 7 0 号	平成 3 0 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について
日程第 23		議員派遣について
日程第 24		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、認定第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計の決算の認定について、質疑を行います。

11 番（中村卓司君）

ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、まず今提出されました決算の中で、まきストーブということで 4 台ということで利用されておりますけれども、これは枠内で余っているのか予算内で収まって、それとも希望される方が他においてキャンセルになった方がおるかという点と、まきストーブは材料ですね、使ってる方は非常に困っているんですけど、これは決算の関係でございますので、ちょっと質問を外れるかもわかりませんが、協力隊とか山をやりゆう方が材料になる物を構えたらというふうなこともありますが、それからもう一点、教育長が変わられるということで、新しい教育長になるわけですが、そのこの研究所の今度は人事がおらなくなるという、そのこの辺の後の人事がひょっとわかっておれば、教えていただきたいと思いますので、決算についてですけど外れましたが、お答えがいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。ご質問いただきましたまきストーブの補助金につきましては、決算書の 179 ページにございます補助金、木質燃料利用促進補助金で実施をいたしました。まきストーブの設置の実績といたしましては 4 件でございますが、申請が少ないこともありまして、当初の定員には達していないという状況はございます。ただまきストーブにつきましては、まきストーブ等ということで、木材を使う家庭用のまきストーブから、お風呂で使う湯沸かし器にも実績がございますが、4 件ではございますが一定の成果はあったと考えております。それから燃料の話はですね、今のところまきを協力隊の方がつくるという取り組みはしていないという状況ですので、今後やっていけるということになりましたら、また取り組みも進めたいと考えております。以上です。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。教育研究所の所長の人事ということ

ですが、年度途中ということもあって、今年度中は濱田教育長が教育研究所の所長も兼務ということで、今のところ予定をしております。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。まきの燃料につきましてはご存知だと思いますけど、日高村ではですねあそこのローソンの前に、広いまき置き場っていうのがありまして、村の駅の所長さんですかね、その関係であそこから 1 コンテナ 500 円とかいう形で提供されてます。それでできれば多分町長の所にもまきストーブが入ってますので、材料困っているんでは、集めるの困ってないかもしれませんが、私の知ってる方ではですね、その材料を集めるのに大変困っております。そこら辺の提供は佐川町内でできれば、何らかの方法をとっていただいたらとどうかというふうに思いますし、それと 4 台ということで枠内で収まってると思うんですが、その補助っていうことを知らない方が、ひょっとおるんじゃないかというふうな感じもするんですが、少しその町内に宣伝をするような形をですね、もうちょっと広めていただいたら、良かろうかというふうな気持ちもしますので、お答えいりませんけれども参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の認定の採決は起立によって行います。

認定第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定をすることに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、認定第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計の決算の認

定については認定されました。

日程第 2、認定第 2 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 2 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 2 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定については、認定されました。

日程第 3、認定第 3 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 3 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 3 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付

事業特別会計の決算の認定について、認定されました。

日程第4、認定第4号、平成30年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第4号、平成30年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第4号、平成30年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定については、認定されました。

日程第5、認定第5号、平成30年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第5号、平成30年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第5号、平成30年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定については、認定されました。

日程第 6、認定第 6 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番（下川芳樹君）

介護保険特別会計決算書の 22 ページ、下段にあります保険者機能強化推進交付金、この交付金、平成 30 年度 256 万 7 千円というふうにございます。これについては説明を受けた中で、全国平均が 411、佐川町は 442 ということで、全国平均よりもポイントが上回っていると、この全国平均を上回るポイントを得た場合ですね、この交付金の額に増減があるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。この交付金につきましては先ほど議員がおっしゃいましたように、全国平均が 411、佐川町のほうが 442 点、全体の満点が 612 点ということになってて、満点に近いというか、点が高いほどですね、今回はうちのほうは 256 万 7 千円ですが、金額が高くなるというふうに聞いております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

点数が高いと交付金の額が上がるというふうなことで、この点数採点にはさまざまな要素を含めて、その要素に基づいて点数が算定されてると思います。1 つには健康づくり、介護予防というふうな取り組みが、こういう形で交付金に跳ね返ってくるということで、少しでもですね介護保険の軽減につながっていく可能性もあると、いうふうに考えますので今後とも介護予防、それから健康づくりについては、努力を重ねていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

おっしゃるとおりですね、健康づくり、介護保険の予防についてですね、佐川町にできることを今後もですね続けて、また新しいことについてもですね、いろいろ考えて取り組んでいきたいというふうに考えています。以上です。

議長（永田耕朗君）

他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第6号、平成30年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第6号、平成30年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定については、認定されました。

日程第7、認定第7号、平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第7号、平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第7号、平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定については、認定されました。

日程第8、認定第8号、平成30年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 8 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 8 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定については、認定されました。

日程第 9、認定第 9 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

決算書の説明の中で、純損益が 4,200 万出たという中で、説明の中に病床 98 床の中の一般療養の病床数を変更して、対応したことの成果として、純損益にも反映しているんじゃないかと、いう説明がありました。ぜひ経過を少し説明いただければと思います。よろしくお願いします。

病院事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。お答えさせていただきます。入院病床の全体数は 98 でございますが、その中で以前は療養病床のほうで 48 床ございました。これを 6 床減らして 3 階側の一般病床でございますが、この中では 40 床が旧跡病床、残りが地域包括ケア病床でございましたが、4 階の今言いました医療療養病床を減らしたものを、地域包括ケア病床として、6 床増床してございます。これは何かと言いましたら、診療報酬改定によりまして療養病床のほうは、医療の必要度の高い医療密度 1、2 というのに分類されまして、単価が全く違いますし、本来医療療養病床のほうは、医療の必要度の高い方を治療するための病床でございますが、医療の低い方が随分と多くなってございました。本来そういう方々は地域包括ケア病床のほうに入り、そこでリハビリを中心とした治療を行い、在宅等への復帰を支援していく機能が、地域包括にはあります。ところがそれが少なかったがために、4 階のほう、医療療養のほうで療養せざるを得

ないような状況でございました。そういったことを踏まえて病床を改変、これも県の補助金もございましたので、活用しまして増床改変をし、診療報酬改定に備えて対応した結果、予想よりもはるかに多い収益アップにつながり、さらには患者様のほうにも地域包括ケア病床での在宅復帰支援が充実するとともに、療養病棟での医療の必要度の高い方々への支援が、充実してきたというような成果が出ております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

地域の公立病院としての経営の大事な視点がそこに盛られてきたのかなと思います。ぜひ今後も引き続き病院健全経営のためにご尽力いただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第9号、平成30年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第9号、平成30年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定されました。

日程第10、議案第58号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。私から3点ほどお尋ねしたいと思います。まず1点目が15ページ、2款、1項、4目の広報公聴費、13節の委託料の中に、ホームページリニューアル業務の委託料96万3千円が計上されておりますが、この業務はどれだけのボリュームがあるのか、またこれはどれだけのスパンといいますか、年1回やるの

か、年2回なのか、あるいは2年1回なのか、こういったようなことでありますが、どのようなタイミングで更新するものなのか、またなぜこの時期なのか、そして価格は適正なのか、つまり言い換えれば業者の言い値といいますか、見積もりどおりこうなっていないのか、心配するところであります。この委託料について4点お尋ねをします。次に17ページ、2款、3項、1目社会福祉総務費の、18節備品購入費として、30万円が計上されております。これは何の目的で何を買うのか、次に21ページ、5款、1項、3目農業振興費、11節需用費の中で消耗品費150万円が計上されております。消耗品でしたら、大変多額な金額だと思いますけれども、補正までして買う消耗品とは何か、つまり何をどれだけ調達するのか、また何ゆえこの時期か、以上3点についてお伺いいたします。

チーム佐川課長（岡崎省治君）

西森議員のご質問にお答えいたします。私のほうからはホームページの関係と、あと地域おこし協力隊の150万の関係2つ、説明をさせていただきます。まず補正予算書の15ページのホームページリニューアル委託料96万3千円、これにつきまして補正になった理由とでございますが、まず昨年度情報発信の町内のプロジェクトチームで、広報等も含めて情報発信のあり方を検討する中で、町のホームページの見直しについても意見を出しております。その意見を踏まえまして、町のホームページのデザインであるとか、見やすさ、それから操作、利用のしやすさ、そういった観点からですね、他の自治体のホームページ等も参考にしながら、現在の町のホームページをリニューアルを検討したということで、その時期がですね当初予算には反映できなくて、この9月補正予算になったという理由です。期間ですけれどもホームページのリニューアルについて何年にいっぺん更新するということは決めてございませんけれども、このホームページをリニューアルをするタイミングとしては、例えばスマートフォンの対応であるとか、デザインについて、それから後は高齢者、お年寄りなんかがですね、操作をしやすい操作性なんかがですね、改正するのがかなり9年前からそういうかたちで改正ができておりませんでした。そういうのも含めまして、今の時期ということで、特に何年後にリニューアルするという計画は今のところございません。こちらの9月補正に対応させていただきましたら、来年度の当初からは新しいリニューアルのほうで、ホームページが

運用できるというふうに考えております。金額の設定 96 万 3 千円につきましては、この補正予算の予算額、要求を決めるにあたりましては、1 つは現在の運用している業者のほうから、先ほど申しました点の、具体的なことを申し上げまして、見積もりを出さしていただいております。それからもう 1 つ、他の業者にもですねこういったリニューアルするにあたって、見積もりも出さしていただいておりますが、その単価のほうを補正予算として計上しております。もちろん契約する段にあたりましては、再度細かな仕様書を作成いたしまして、複数の業者から見積もりをとって契約をしていくというかたちにはなります。

つづきまして自伐のほうからは 21 ページにはなりますが、150 万円の消耗品の増額補正について御説明をさせていただきます。これにつきましては具体的には地域おこし協力隊事業の経費になります。地域おこし協力隊の予算につきましては、前年度の執行状況等踏まえて、各費目に計上しておりますけれど、今年度消耗品の増額にいたった経緯といたしましては、自伐型林業に従事します協力隊員の、隊員が装着する装備品、これについて新規隊員用やあるいは、今装着している付けている分の安全性を確保するために、買い換えををすることなので、年度当初に予定をしていなかった経費が 140 万円を超える経費がいったということで、通常自伐型林業含めまして、全体の協力隊が活動するための消耗品の予算が確保できなくなったということで、それに相当する金額を 150 万円、これについては協力隊の全体の予算の中で、執行状況見て他の経緯から振り替えて組み替えをすると、いうことでございます。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。17 ページ、3 款、1 項、1 目社会福祉総務費、18 節 30 万円の備品購入費についてでございますが、これは町とですね協定を提携しています、福祉避難所の備品購入費です。前年度にさくら福祉事業所で避難開設準備訓練を昨年行っておりまして、その時に不足している物資の確認を行っております。当初予算ですぐ下になりますが、19 節で補助金 60 万円のほうを計上していたものを組み替えるものです。今回 18 節の備品費のほうに、中長期の連続使用が可能な簡易組み立てトイレの 30 万円と、11 節の消耗品費 39 万 8 千円のうち 30 万円は、投光器 4 台、パーテーション 6 台、毛布 20 枚、マット 20 枚などの購入費 30 万となっています。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まず最初のホームページ、これにつきましてはデザインとか、見直しました見やすさを改善するということでもありますので、ぜひそれは見てもらえる方に、多くの方に親しまれて見やすい効果の上がるような、リニューアルしていただきたいと思います。大綱見積もりもとっているということでもありますので、これは了解とします。

次に社会福祉総務費の備品であります、これも投光器、トイレ、マット、こういった必要な物と私もそう思いますので、これも了解をいたします。有効に活用するようにしていただきたいと思います。

次に 150 万の需要費の消耗品であります、自伐型林業のこれに関わる協力隊の装備品ということでもあります、自伐型林業につきましては結構町民の目から見ましてもね、無駄と写ってる部分かなりあります。前も直接自伐に関係あるか無いかわかりませんが、バケットかなんか取られて 3、4 年前新聞にもちょっと載っておったようではありますが、その点の管理も含めて装備品につきましても、大切に使用してもらいたいというふうに思うわけでもありますので、この点はきちっと指導するようにしていただきたいと思います。以上です。

議長（永田耕朗君）

他に質疑ありませんか。

13 番（西村清勇君）

すみません、21 ページですけど、旧黒岩保育所のエアコンの請負工事費ですが、旧黒岩保育所のエアコンの工事が細かいことですけど、出ているんですけど、これ保育園は何に使っているのかちょっと教えていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。21 ページの中段くらいに、25 万円旧黒岩保育所エアコン工事ですけど、これは現在ですね地域おこし協力隊のですね、ものづくり佐川発明ラボ以外で、ものづくりのアーティストとして、活動していただいております協力隊員の作業場として、活用させていただいております。その中で 1 部屋だけですねエアコンが全くない状況の中で、夏場も含めて作業しておるということで、非常に環境的にかなり劣悪であるということで、今回補正予算を上げさせていただいております。

議長（永田耕朗君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は可決されました。

日程第 11、議案第 59 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は可決されました。

日程第 12、議案第 60 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 60 号は可決されました。

日程第 13、議案第 61 号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 61 号は可決されました。

日程第 14、議案第 62 号令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案 62 号は可決されました。

日程第 15 号、議案第 63 号、佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

9 番（松浦隆起君）

少しお伺いをさせていただきたいと思います。この改正案の中で連帯保証人 2 人を 1 人に改めると、いう改正案が出ておりますが、この連帯保証人の方がいざ保証する際の額、いくら保証するのかという上限の額いわゆる極度額それがこの今回の改正案では少し、見当たらないのですが、設定をされておられるのか、それとも今後設定されるようになるのか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。その件については、今回の条例改正に盛り込んでおりませんけれども次に向けて今現在検討を行っているところであります。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

次に向けてということは、設定をされるということで進めているということですかね。3 回しか質問出来ないなので、少し慌てながら質問しますが、極度額の設定と保証人をどうするかということは非常に大きなかわりがあるわけです。それで先日一般質問で、このことが問われて、その中でこのことが議論になるかなと思いましたが、触れられませんでしたので、お聞きをしておりますが、その時の答弁で課長からは国交省からの通達、それから議員からの質問要望もあって、2 人を 1 人ということでしたけれども、実際はそれは少しちょっと違う、捉え方というかですね、去年の 3 月に総務課

のところに来ているとは思いますが、公営住宅の入居に際しての取り扱いについてということで、国土交通省の住宅局から通達が来ているとは思いますが、大事な件なので少し長くなりますが、お話をさせていただきたいとは思いますが。この中に、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについては、事業主体の判断に委ねられておりますが、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえる等、今後公営住宅への入居に対して保証人の確保が困難になることが懸念をされます。ちょっと省きますが、各事業主体におかれましては、下記事項に留意のうえ、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、特段の配慮をお願いします。この保証人の極度額というのは平成 29 年に民法の改正が行われておりまして、来年の 4 月 1 が施行日であります。その改正によりますと、第 465 条の 2 ですが、個人名保証契約いわゆる今回のような、一般の貸付の保証であれば例えば 100 万円借りた者の連帯保証であればわかりますが、こういう保証はいくらになるかわからない。それは改めようということで、極度額を定めなければその効力を生じないと。それが来年 4 月からです。それを踏まえて国土交通省は先ほどに続いて民法改正等に伴う入居保証の取り扱いについてということで、今般の民法改正により個人名保証契約について、極度額の設定が必要となったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加しているということなどを踏まえると、今後公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念をされます。住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると保証人を確保できないために、入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に対しての前提とすることから転換すべきであると考えます。そのため、標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除することとしましたので、各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることがないように地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いします。これに伴って、この保証人の欄を削除したひな形の条例案も出されております。仮に保証人の確保を求める場合には改正民法の施行に伴い、新たに極度額の設定が必要となりますが、例えば何々円と、10 万円 20 万円と、そういう額を明確に定める必要があります。特に公営住宅の家賃が入居者の収入の状況によって変動するものであること

から、例えば家賃3カ月分と設定したい場合は、入居当初の家賃3カ月分であることを明記するなど、その額が変動しないものとすることに注意が必要です。また保証人の確保を求める場合でも、住宅に困窮する低額所得者が、公営住宅へ入居できないといった事態が生じないように、入居を希望する者の努力にも関わらず、保証人が見つからない場合は保証人の免除などの配慮を行う保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を行っていることが必要ですとあります。

自治体側の貸し手側からすれば、当然滞納等が生じた時の担保として、とりたい、保証人をつけていただきたい。しかしこの公営住宅の本来の目的、借り手側困窮している方からの立場に立てば、できるだけ借りやすいようにするべきだと、これが国交省の通達の内容なんです。先ほど課長が極度額について、その方向で進めていると、もしこの内容を知っておられて、準備をしておられるということであれば、私個人としては、非常に遺憾であります。この極度額を設定することによって、保証する額が具体的になることで、益々保証人になってもらえるのが難しくなってくる。総務課のほうでこの通達の内容がわかった上で、今回のような判断として条例案を出してくるのであれば、来年の民法改正でこのようになりますと、で、国土交通省の方針はこうでありますけれども、佐川町としてはこれこれこういうことで2人から1人ということにしましたと。保証人を全てのけなさいという国土交通省の方針とは違う判断は、こういうことにしましたということを出していただかないと。適正な判断は議員としてはできない。だから課長が分かっておられたかはどうか分かりません。もしわかっておられたのなら、きちっとそのことをすべきであるし、もし具体的なことがわかるのであれば今一度しっかりとこの点を検討するべきであると私は思います。

この案について、私はこういうことでは賛成はできませんが、ただ反対をすると2人のままなので、少しでも1人になりますから、とりあえずの期間ということで、賛成はしますが、根本的にはこれには役場の今回提案している、もし知っておられたとしたら、非常に遺憾でありますし、知らなかったとすればしっかりと一度検討いただいて、本当に民法改正来年された後、借り手側の方が保証人が今以上難しくなるんじゃないか、どうだろうかと、しっかりとそのことをもんでいただいた上で提案していただいて、そのことで我々

も判断するとこれが本来のやり方であろうと思いますので、その点について答弁いただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今回の改正につきまして、松浦議員からご質問がありました国土交通省のほうからの通知は当然承知しております。そして連帯保証人の人数につきましては、橋元議員の一般質問のときにお答えしましたように、そういう要請を含んだ国からの通知を受けて検討してきましたということでありました。その結果によりまして保証人の人数を現行の2名から1名に変更し、入居条件は緩和すると。連帯保証人を引き続き求める理由ということでも、一般質問のところでも答弁させていただきましたけれども、未納者への対応として、住宅使用料の未納が3カ月に及んだら入居者本人に加えまして、連帯保証人の方にも納付の催告を行っておると。実際、この連帯保証人への催告を嫌われて納付につながる入居者の方も一定数いらっしゃる。こうした現状の公営住宅の管理の実情を踏まえますと、連帯保証人の存在がある種、未納への抑止となって、このことが新たな未納の発生防止や、納付意欲の維持に効果があると判断したということで連帯保証人を2人から1人、1人残すという判断をおこしました。そしてこのことにつきまして、今後他に入居者の方がお亡くなりになった場合の残地物のあと処理とか退去に伴う修繕課題を含めて、検討した結果1名にするということにいたしました。

今後におきましては、連帯保証人の必要性につきましては先ほど言うたとおりでありますけれど、そのただ連帯保証人を探しておるにもかかわらず、その確保の困難な方につきましては、別途要綱等を整備いたしまして、連帯保証人を免除する規定のほうも今考えております。そちらのほうで対応したいというふうに考えております。あと民法の改正に伴っての分につきましては、次のがで考えておるといのはそのことを来年の4月の民法改正までにやるということとは考えております。ただすいません、具体的にはその何カ月分にするとかいくらにするとかいうのはちょっと今現在検討中でありますので、そのことについてはお答えできません。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

今、課長の答弁では全て知った上で、行ったようですね。この国交省からの住宅局から出されている中で第一と。一番の保証人をつ

けないという方針の一番の要因がこの極度額について民法改正なんです。先ほど言いましたように、課長が今説明されましたが、保証人をつけたい自治体はその立場は当然あります。でも借り手側に立てば、低所得者で住宅困窮者に提供されるべきであるという公営住宅、少しでも入りやすいようにという立場から国交省はそういう立場に立っているわけです。これは自治体としても難しい判断であろうし、どうするのかということだと思いますが、それを2人から1人に減らすという判断をされる時であれば、同じようにこのことをしっかりと説明がないと、そのことは説明する気持ちがあったかどうかわかりませんが、そのことは表に出さずに2人から1人だけのことを出して、来年改めて今度、その極度額について出てきてきますと。これはセットですから。非常に丁寧さに欠ける、私はこの議案の確かさということに、知っていてやっていないであろうと思っておりましたが、先ほどの答弁で知っていたということを知りましたので非常に憤慨しております。こんなやり方では信用できない全てが。全ての情報を明らかにしていただいた上で議員は我々は判断するのであって、皆さんはここにおられるほかの方はわかりませんが、私個人としてはどうすることが一番なのか悩むところです。実際に全国ではこのことによって保証人が見つけられず、入居できない。橋元議員の質問にもありましたが、全国の自治体は今、着実に保証人をなくす、国交省が出されたひな形に準じて改正しているわけです。条例を。その中で佐川町は違う判断をするのであれば、きちっとした考え方の根拠を示した上でこの条例を出すべきです。そのことを最後に申し上げたいと思います。

町長（堀見和道君）

私のほうから説明させていただきます。松浦議員のおっしゃっております。これは私の責任でありまして、大変申し訳ないと思っております。

今回、連帯保証人をなくさなかった2人から1人ということに変更した理由につきましては総務課長のほうから一定の抑止が働くということもありましたが、これまでの佐川町の町営住宅の滞納の事案をみますと困窮者だけでない部分において、やはりかなりの今まで滞納金について落としてきております。佐川町特有の事情もありまして、総務課のほうで判断した1名にするという判断については私のほうで了解しました。そういう理由でゼロではなく1名という

ことにしております。

あと極度額については、松浦議員のおっしゃるようにセットで出すべきだというふうに私も今思いました。至急、極度額については執行部のほうで協議をして、決めた内容を議会の皆さんのほうにお伝えをさせていただきたいと考えております。これは大至急やります。遅くても9月末までは決定をしたいと思っております。この条例につきましては交付の日から施行するとなっております。できるだけ速やかに決定をしたうえで交付ができるようにしたいなと私のほうで思っておりますが、これは決定するだけでありますので、至急協議したうえで、1日でも早い決定をしてお伝えさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければなと思います。よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第63号、佐川町営住宅管理条例の一部改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第63号は可決されました。

日程第16、議案第64号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なしの声あり」）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 64 号は可決されました。

日程第 17、議案第 65 号、佐川町子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 65 号、佐川町子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 65 号は可決されました。

日程第 18、議案第 66 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

おはようございます。議案第 66 号の条例の一部を改正する条例に反対をする立場での討論を行います。一般質問でも意見を言いましたが、この改正案は子育てに優しい町に反する内容となっています。今まで同時入所の第 2 子は給食材料費、保育料とも無料となっていました。また多子世帯で 3 番目の子どもの給食材料費保育料もずっと無料でした。しかしこの改正案では、その施策の対象となっていた御家庭の給食材料費が、有料になる家庭ができることになります。今までの施策を継続するために必要な予算はわずかです。また高知県内 34 市町村では、給食材料費を無料にする市町村が 28 あります。近隣の仁淀川町、日高村、いの町、土佐市、須崎市も無料となります。この給食材料費を徴収する予定の市町村は、わずか 6 市町となっており、この改正案を通すことは県内でワースト 6 になるということです。議会懇談会で地域を回った時にも、子育てしやすい町を目指すと、議会が一致して約束してきました。この改正は今までやってきた子育て施策の交代することとなります。子育てしやすい町を守っていくために、この条例の改正に反対いたします。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

他に討論はありませんか。

（「なしの声あり」）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 66 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 66 号は可決されました。

日程第 19、議案第 67 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 67 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 67 号は可決されました。

日程第 20、議案第 68 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 68 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 68 号は可決されました。

日程第 21、議案第 69 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 69 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 69 号は可決されました。

日程第 22、議案第 70 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は可決されました。

日程第 23、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣はお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第 24、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題と

します。各委員長から、会議規則第 75 条の規程によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了いたしました。

ここで、私のほうから申し上げます。皆さんご承知のとおり川井教育長が 10 月 11 日の任期満了により職務を退任されます。川井教育長におかれましては、佐川町教育行政のトップとして 9 年半あまりの長きにわたり、卓越した手腕を振るわれ、本会議に臨んでられました。本会議上での職務は本日が最後であろうと思われます。教育長の御労苦に対しまして、ねぎらいの拍手でお送りしたいと思いますので、御同意をお願いいたします。

ご苦労様でございました。

ここで川井教育長さんから御挨拶を願いたいと思います。

教育委員会教育長（川井正一君）

先ほどは過分な拍手をいただきまして、誠にありがとうございました。また私のためにこういった貴重な時間をつくっていただきまして、重ねて御礼申し上げます。退任に当たりまして一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆さま方には長年にわたりまして、私に対しまして数々のご考慮を賜りましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。先ほど議長さんからお話がありましたとおり、多分私がこの議場に立つのは今日が最後ということになります。数えてみますと、定例会合わせて 38 回出席をさせていただきます。本定例会でも 4 人の議員さんから御質問をいただきましたので、多分 100 人を超える議員の皆さま方から、様々な御質問をいただいたのではないかと考えております。私としましてはその質問の 1 つ 1 つに、できるだけ真摯にまたわかりやすく、また可能

な限り前向きな姿勢で答弁をさせていただいたつもりでございますが、皆さま方にとりましては必ずしも満足のできない答弁も多々あったと思っております。その点につきましては心からお詫びを申し上げます。

私は9年6カ月ということになったわけなんです、平成22年の4月から佐川町と県との人事交流という形で教育長を拝命いたしました。私がこの話をお聞きしたのは、その年の2月の下旬でございます。当時の県教委の教育長であります中沢教育長さんから呼び出しを受けまして、「実はこういう話があるが、佐川町教育長として行ってくれないか」というお話をいただいて、正直びっくりすると同時に私で務まるのかという不安も多々ございました。ただせっかくこういう有難いお話ですので、さらには私自身はその年ちょうど県教委で、事務職員の人事を担当する部署にいました。こういった人事交流というのは人事異動の1つの一環であるという思いがありましたので、断るとかそういうものではないのかなというのはいりました。ただ私には年老いた母が1人おりまして、それをお願いして私が佐川町に住所移すことはできない、そういった事情もあるんですが、それでよろしいんでしょうかということをお願いいたしますと、それで結構だという御返事をいただきました。そういったこともありまして、ただ人事交流ということですので、県に身分を置いたままも来れます。ただ特別職であります教育長が町外から通勤し、さらに身分も県に置いたままだということであれば、ちょっと教育に対する姿勢を問われるんじゃないかと、私自身思いまして、その年の3月31日をもって退職させていただいて、佐川町の教育長として就任させていただいた次第でございます。9年6カ月の間には様々なことがございました。多分しんどいことや、楽しいこともあったと思うんですが、なかなかよう思いだしません。

けど学校のあり方が問われる2つの出来事は鮮明に覚えております。1つは尾川小、中一貫教育校の開校です。そしてもう1つは黒岩中学校の佐川中学校への統合という、この相反する学校のあり方が結果として出た、この2つは非常に印象に残っています。私が赴任しました平成22年、その時すでに尾川中学校は複式学級になっておりまして、生徒数も10人ちょっとくらいでした。地域の方非常に危機感を持っておりまして。尾川中学校存続に向けて何とかしたいという思いを持って、PTAが保護者にアンケート調査を実施して

おりました。そのアンケート調査を見ますと、ほとんどの保護者の方が、尾川中学校を存続してほしい、学校統合に反対であるという、そういう結果を見せていただきました。そういった中、その年の10月頃であったと思うんですが、小中学校のPTAの会長さんから、尾川小中一貫校にして残してほしいという要望書をいただきました。その要望書を受けて全教育委員と一緒に地域に出向きまして、小中の役員の方、PTAの役員の方、あるいは今でいう自治会の役員の方とお会いして、皆さんのお話を聞かせていただきました。すると皆さんは子どもに対する思い、地域の学校に対する思い、非常に熱心な思いで何とか残してほしいという、そういうお話をたくさんいただきました。そういうことを受けまして、その年の暮れには教育委員会において、尾川小中一貫教育校とするということを決定し、翌23年を移行期間として準備期間として、平成24年4月から尾川小中一貫校が開校したということになりました。一方黒岩中学校につきましては、全くそういう特に変わった動きはなかったんですが、平成28年の終わりくらい、平成29年に差しかかる頃に、実は翌年度の生徒の入学者数がその時点で大体決まるんですが、平成29年4月の入学生は1人になる予定であると、いうことでした。新入生が1人になるということで、いわゆる複式学級ということになります。中学校の場合は連続する学年の生徒の数が8人以下であれば、複式学級ということになります。これは法律で定められております。従来3学級でありましたら、教員は定数が9人ですが、それが複式になりますと、教員定数は6人と3名減になります。これは校長、教頭含めた6人ですので、はっきり言うて主要5教科で埋まってしまって、あとの体育、音楽とか、美術、そういった先生は派遣できない免許外でやっていただく、そんな自体に陥るということに、中学校なり小学校のPTAの皆さん非常に危機感を覚えまして、当時黒岩中学校のPTAの会長はここにお出でます、産業建設課の田村課長が会長されてました。そしてPTAの皆さんから子供が減ったけど、教員数はどうなるんだと、学校統合に対する教育委員会の考えも聞かせてほしいというような文書もいただき、基本的に教育委員会としては、保護者や地域の反対を押してまで、学校統合することはないという御返事もさせていただきました。そういった中でやはり保護者の間では、特に小学校の保護者は子供のことを考えると、学校統合してほしいという意見が結構あるというようなことをPT

Aの会長さんにもお伺いし、その結果それぞれ小中の保護者の皆さんに、学校統合に関するアンケート調査をしていただきました。その結果は尾川と正反対になりました。学校統合に賛成であるという保護者が圧倒的に多かったです。

なぜこのように変わったのか、尾川は学校を残してほしいと保護者の意見が圧倒的に多くて、黒岩は統合してほしいという意見がありました。そこにはやはりソフトボールというものがございました。尾川地区は熱心に子供たちに対して、小学生に対してソフトボールを指導される方がお出でて、今もソフトボールチーム、少年のがございます。黒岩もかつてはそのような活動をしておりましたが、近年ソフトボールをやる子供が減り、ソフトボールチームはなくなりました。そういったこともあって子どもたちは、ソフトボールではなく例えばサッカーであったり、野球であったりそういったことをやっておる。となると中学校行ってもやっぱりそういうことやりたい。黒岩中学校行けばソフトボールしかない。というようなことで、保護者は子供のことを考えて黒岩地区の人は、子供のやりたいことを中学校でさせてあげたい、そういうことで学校統合選択されたら、一方尾川地区では子供は小学校時代からずっとソフトボールをやっておるので、中学校行ってもソフトボールやりたい子供はたくさんいる、先輩のように全国大会で優勝目指して多分頑張ってるんだと思います。またそういった子どもの思いに答えたいという保護者、全く同じ思いの保護者でしたが、結果だけが180度違ったということになったと思ってます。また、そういった結果を受けて黒岩地区の住民の皆さんと話し合いを持った時、地域の皆さまからは学校に対する熱い思い、たくさん聞かせていただきましたし、また子供に対する熱い思いも聞かせていただきました。しかし最終的に地域の皆さんは保護者がそういう学校統合し、子供のためということであれば、我々も積極的に学校統合に賛成しなしが、反対はしないという御返事をいただきました。そういったことを受けて、平成30年4月から黒岩中学校は統合したということになりました。

この2つの出来事を見ていると、やはり地域の皆さまの子どもに対する熱い思い、両方ともひしひしと感じました。いわゆる良く言われる言葉ですが、子供は地域の宝だと、まさにそのように思いました。地域の宝、様々な意味があるかと思いますが、私が思うのはやはりその地域で育った子供たちが、その地域の将来、

未来を担うそういう人材に育っていく、そのためにも地域の人は一
生懸命子供たちを支えたい、そういう思いを持っていらっしゃる、
さらにはその子供たちは地域だけではなく、高知県を我が国、さら
には世界をも将来を担う人材に育つ可能性を秘めております。そう
いう意味で私ども教育員会は、子供たちにより良い教育を提供して
子供たちがしっかりと可能性を秘めた、その力を伸ばしてあげる、
それが私たちの責務であろうかと思っています。言うなれば子供た
ちにより良い教育を提供する責務が我々にはございます。逆に言え
ば子供たちにより良い教育を提供できない地域には、未来はないと
言えるんじゃないかと思っています。そのためにも教育に対する投
資は必要です。

堀見町長は教育に大変力を入れていただいております、ハード
面はほぼ終わっております。エアコンも終わりました。ソフト面で
も教育研究所を立ち上げていただきました。さらにはタブレット端
末、子供たちの多様な学びもこれから進みます。さらに「さかわ未
来学構想」もございます。これはソサエティー5.0あるいはA I時代
を見据えた子どもたちの成長を願う、そういった子供たちの成長
を願うそういった取り組みをしようというものです。このように教
育に対して投資をたくさんする、これはまさに地域の未来に対する
投資ではないかと思っております。ぜひとも議員の皆さま方の教育
に対しまして、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いし
たいと思います。

またこういった中、教育はこれからどんどん佐川町が変わろうと
する時に、新しい濱田教育長が私の後として、やっていただくこと
になりました。彼は校長として10年間の経験もありますし、県教委
の事務局での勤務経験もあり、私と違いまして教育の専門家です。
教育のプロとしての高い識見と、教育に対する熱い情熱を持ってお
ります。彼はきつとこの佐川の教育をこれからさらに、1歩も、2歩
も前に進めてくれるものと私は心から期待をしております。ぜひと
も議員の皆さまにおかれましても、新教育長に対しまして引き続き
御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしく願いいたします。

私9年6カ月何とか教育長を務めてこれましたのも、多くの皆さ
んの支えがあればこそだと思っております。歴代の教育委員会の事
務局職員の皆さん、また各町内小中学校の教職員の皆さん、学校を
支えていただいたPTAや地域の皆さん、さらには町執行部の皆さ

ん、多くの皆さまに支えていただきました。皆さまの支えがあって何とか本日を向かえることができたと思っております。本当にありがとうございました。今後とも佐川町が議会と執行部が車の両輪として、一層発展されますことを心から祈念いたしまして、私の御礼のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

ありがとうございました。町長あいさつを願います。

町長（堀見和道君）

皆さま、おはようございます。本定例会におきまして提案させていただきました、平成 30 年度一般会計決算含めて、全ての決算につきまして、認定をいただきまして心から感謝を申し上げます。また令和元年度一般会計補正予算含め提案をさせていただきました、全ての議案につきましても、承認をいただきまして誠にありがとうございました。しっかりと事業、業務の推進を図っていきたいというふうに考えております。本定例会におきましては一般質問並びに本日の質問の中でもいろいろな御意見、御提言をいただいております。その中でも西森議員のほうから役場の公用車、また備品についてしっかりと管理をなさい、丁寧に使いなさいというお話がありました。それは私も会社の経営を長くやっております、社員には徹底して言い続けてきたことであります。改めて身の引きしめる思いでありました。本当にありがとうございます。総務課長筆頭に全ての課、局長に私から改めてそれぞれの課で管理している物、町の資産として所有している物、どのように管理をしているのか、どのような頻度で公用車を清掃してきれいにするのか、その辺りの考えを庁議の場でしっかりと協議をした上で、みんなで自分の持ち物だという思いで大切にするための具体的な方法について、決定をしていきたいと考えております。ありがとうございました。

2 つめは、先ほど松浦議員から厳しい御意見をいただきました。町営住宅の管理条例の改正に伴う件につきましては、私自身厳しさが少し足りなかったなあと、心から反省をしております。改めて自分の職務に対する姿勢を正して、議員の皆さまに納得いただけるよう、町民の皆さまに納得いただけるような職務の遂行に励んでまいりたいというふうに思いました。極度額の保証、極度額につきましては至急協議をして、決定をして皆さまにお伝えをさせていただきます。

たいというふうに思っております。

また、保育料の件につきまして坂本議員から御意見いただきました。討論をいただきました。この件につきましては議員の皆さまと町民の皆さまにお伝えしたいのは、佐川町として坂本議員が子育て支援が後退してるということに言われたこのことにつきましては、保育料について町が負担する額については確かに後退かもしれませんが、この件については、国の新しい制度の中で各家庭、保育にかかる各家庭の負担する額については、健康福祉課から確認をした内容では、それぞれの家庭で負担する額が増えることはありません。健康福祉課から確認をしておりますが、負担が増えることがない中で、皆さんには国の制度の中でしっかりと保育料の支援ができていると、いうふうに考えております。町の子育てに対する施策につきましては、これまでの保育料の負担以外にもですね、ファミリー・サポート・センターでありますとか、病後児保育でありますとか、あとはウッドスタートの宣言につきまして、他の自治体でやっていないこと、本当2つの自治体しかやっていないようなことでも、佐川町が率先して取り組んで子育てしやすい町として、取り組んでいる内容があります。また今年度からは先ほど川井教育長からも話がありました、小学校、中学校における学校教育の中で、タブレットを導入して子供たちの多様な学びを、できる環境を作っていこうとも積極的に取り組みはじめました。全国的にみても先進的な取り組みだと、いうことで経済産業省のほうからも、いろいろ支援をするよという話も受けています。またテクノロジーだけではなくって、アトリエフォーキッズというアートを通した子供たちの、非認知能力を高める学びも今年度から試験的に導入もしています。いろいろな面で佐川町は町の一般財源を使って、子どもたちの健全な学びをサポートする、そんな取り組み、子育てしやすい町に対する取り組みを進めております。保育料のことだけ捉えて子育てしやすい町が後退をしていると、いうことはぜひ言わないでいただきたいなというふうに思います。これはちょっと私の表現が稚拙ではありますが、一生懸命取り組んでおりますので、全体的な視点の中で子育てしやすい町は進んでいるんだというふうに御理解いただきたいなあと思っております。

川井教育長、平成22年4月から9年6カ月にわたる長い期間、佐川町の教育のために、教育の発展のために取り組んでいただきまし

て、ありがとうございます。改めて御礼申し上げます。私とは6年間のお付き合いでありました。私を6年間支えていただきました。まだまだ人生経験、社会経験の少ない私に対して適切なるアドバイスをいただきました。本当にありがとうございました。教育に関する取り組み、知識、識見もそうありますが、いろいろな側面、行政としての考え方、法律の捉え方、いろいろな視点でアドバイスをいただきました。また特に夜の席ではお酒の飲み方について、私は川井教育長のお酒の飲み方、すばらしいなあという思いで見させていただいておりました。大変勉強になるところもあって私も6年間で、少しは上手に夜のお付き合いができるようになったんじゃないかというふうに思っております。いろいろな面で本当にアドバイスいただきまして、御指導いただきましてありがとうございました。後任の濱田所長は、川井教育長のもと、学校長、尾川小中学校の校長はじめ、教育研究所の所長を務めてきました。川井教育長が築き上げてきたこの文教の町さかわとしての、理念、思いを引き継いで、しっかりと頑張ってくれるものというふうに信じておりますので、ぜひまた議員の皆さま御指導をいただきたいなあというふうに思います。

県の新たな管理型廃棄物最終処分場の件につきましては、来週から地域振興策の内容につきまして、地元の住民の皆さんとお話合いをすることになっております。現在でも不安に思われている方、反対の気持ちを持たれている方がいらっしゃいます。その方々の気持ちをしっかりとくみ取ったうえで、この地域振興策については丁寧に時間をかけて、取りまとめを行っていきたいと考えております。また適宜適切なるご意見を議員の皆さまからもお願いしたいというふうに考えております。

道の駅と図書館の整備事業につきましては、方向性を出して今後執行部のほうで取り組みを進めてまいります。ぜひ議員の皆さまからは、いろいろな御提言、また御意見いただきまして佐川町にとってすばらしい道の駅、図書館を整備していきたいと思っております。この2つの施設につきましても、子育てしやすい町の取り組みの核となる大切な施設だというふうに思っております。一生懸命この大きな事業に対しまして執行部一丸となって取り組んでまいりますので、ぜひまた厳しい御指導、御意見をいただきますようお願いを申し上げます。

話長くなりましたが、本定例会の中でいろいろと私自身初心にかえって、仕事に取り組まなければいけないなど、考えさせられる場面がありました。町長の仕事をさせていただくようになりまして6年になります。これからも初心を忘れず一生懸命佐川町のために、佐川町民の幸せのために職に邁進してまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、私の閉会にあたっての挨拶とかえさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議はこれもちまして、終わります。令和元年9月佐川町議会定例会を閉会します。